

常任委員会の審査概要

文教福祉



①第40号議案 吉川市乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については、法令によらないものとは、何があるのか、との質疑に対し、

難病などが多く、国や県の要綱等で定められている小児慢性特定疾患医療などの特定疾患については、要綱等による医療費給付が行われている。例としては、慢性呼吸器疾患などがあるとのこと。

吉川市での実例は、との質疑に対し、

特定疾患にあつては、特定医療機関での受診となるため、受診の段階で自己負担が軽減される。乳幼児医療では、自己負担分についてのみ助成しているため、詳細の把握はできない。申請窓口は県となっていないとのこと。

法令のほかには要綱が含まれるということであるが、「法令及び要綱」という表現の方が明解ではないか、との質疑に対し、

要綱以外のものも網羅できるように表現してあるとのこと。

討論なし。採決の結果、賛

成全員で原案のとおり可決。

②第41号議案 吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、吉川市内において、中国残留邦人帰国者の在住はあるのか、との質疑に対し、

一人、女性の方が在住されているとのこと。

吉川市内におけるこれからの在住見込みと、現在住者への支援体制はどうなっているのか、との質疑に対し、

中国残留邦人の帰国事業は国の所管であり、吉川市における今後の見込みについては判断できない。現在住者の方は、ご家族と同居されており、市からは生活扶助の支援を行っているとのこと。

討論なし、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決。

③第42号議案 吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論なし、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決。

概要説明

41号議案、42号議案については、中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正され、これに関わる条例、吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例です。この中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律は、平成6年に制定されたもので、平成19年12月5日に改正され、平成20年4月1日に施行されました。

てを受け、帰国者が尊厳を確保するために必要な施策を行うこと等を勧告しています。このようなことから、生活保護費からの生活扶助ということではなく、残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の中で、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付というような給付費の中で、生活保護に変わる費用を出していくというような改正になります。それらの改正に伴い条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容については、法の13条で、国民年金の特例で、国民年金の支給が約3分の1、2万2千2百くらいだったものが、今回高齢基金年金が6万6千8百の満額支給となりました。中国残留邦人はこれまで中国で暮らしていて、日本の教育をあまり受けていなかったということもあり、言葉の弊害とか、地域のコミュニティの中に溶け込めないとか、就職の問題等があり、ほとんどの人が生活保護を受けて生活をしています。日弁連では、中国残留邦人等の方々からの人権救済申し立

